

点呼支援機器等導入促進助成金交付要綱

(令和4年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者が輸送の安全確保の根幹をなす運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等(以下「点呼支援機器等」)の導入等に対する助成金の交付に関し必要事項を定め適切かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする点呼支援機器等は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が定めるナブアシスト社が開発した「ロボット点呼」(ユニボ)及びその周辺機器で、ナブアシスト社、日貨協連及び販売取扱店等を通じて、新たに導入した機器とする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、「県ト協」の会員事業者で長野県内の営業所に導入する中小企業者(以下「請求事業者」という。)とする。

なお、請求事業者とは中小企業基本法第2条第1項に定める資本金の額若しくは、出資の総額が3億円以下の会社、又は常用使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは、個人とする。

(助成金の交付)

第4条 「県ト協」は、会員事業者が第2条に定める点呼支援機器等の機器及びシステムの導入等に要する費用のうち予算の範囲において100,000円を助成する。また、「全ト協」の助成分として100,000円を加算する。ただし、国、自治体から補助金が交付された機器及びシステム(周辺機器を含む。)は助成対象外とする。

導入費用は、機器本体価格及びシステム導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとし、消費税は導入費用に含まないものとする。

2 申請は1事業者あたり1台とする。

(対象期間)

第5条 令和3年4月1日以降にサービス利用を開始したものとする。

2 期間内であっても助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終了する。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付請求は、「点呼支援機器等導入促進助成金申請書」(様式1)とともに取扱店に支払った導入費用の領収書の写し、導入に際し作成された「サービス利用申込書(写し)【参考別紙1】」、管理No.が記載された書類の写し、その他当協会が必要と定めるものを添付して行うものとする。

(機器の処分制限)

第7条 会員事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ当協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上、又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他の必要事項)

第11条 この要綱の定めによるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。